

## 1. 令和7年度放課後子ども育成教室登録申込書の受付を開始します

令和7年4月1日以降の放課後子ども育成教室利用登録を以下のとおり開始します。

## 2. 夏休み利用について

令和7年度より、通年利用登録（4月1日～3月31日）に加え、夏休み期間（7月1日～8月31日）のみの利用登録が可能となります。

夏休み期間のみの利用登録についても、今回の受付期間で申し込みが必要ですので、ご希望の方は受付期間中にお申し込みください。

## 3. 登録手続きについて

▷対象児童：町内の小学校に在籍する1年生から6年生

▷受付期間：令和6年11月1日（金）～令和6年11月22日（金）8：30～17：15  
（平日12：00～13：00、土曜、日曜、祝日を除く）

※ 受付期間内に就労証明書のご用意が困難な場合は、就労証明書以外の必要書類を期間内にこども課へご提出ください（就労証明書は11月29日（金）17：15までにこども課へご提出ください。）。

▷受付場所：現在既にクラブを利用中の方 → 利用中の放課後子ども育成教室  
来年度新たにクラブを利用予定の方 → こども課（さわやかホール1階）

▷必要書類：□放課後子ども育成教室登録申込書（両面）

□連絡票（両面） □就労証明書等の添付書類（以下、添付書類一覧参照）

添付書類一覧	
保護者等の状況	必要な書類
居宅内外の労働をしているまたは就職が決まっている方（内職・自営含む）	□就労証明書（自営業の方は、自営業を証明するもの（名刺等）を合わせて添付をお願いします）
介護又は看護、療養を要するため在宅保育が困難な方	□求職要件等に関する申立書並びに証明書 □診断書
障がい有するため在宅保育が困難な方	□求職要件等に関する申立書並びに証明書 □身体障害者手帳等の写し
求職活動をしている方	□求職要件等に関する申立書並びに証明書
保護者が就学している方	□求職要件等に関する申立書並びに証明書
ひとり親家庭の方	□ひとり親家庭を証明する書類（児童扶養手当証書等）

※ 同居家族に保護者以外の方（祖父母等で概ね65歳未満）がおられる場合は、その方の就労証明書等の添付書類も提出してください。無くても申請できますが、指数が減点されます。

- ※ 令和7年度の保育園新規入所申込（受付期間：令和6年10月1日～21日）で就労証明書を  
こども課に提出している場合は、保育園入園申し込み時と同じ就労証明書をご利用いただけま  
す。

#### 4. 登録認定通知書について

1月～2月頃に郵送させていただきます。

- ※ 申込みの児童数が登録可能数を上回った場合は選考により決定します。そのため、利用して  
いただけない場合もありますのでご了承ください。

#### 5. 放課後子ども育成教室詳細

##### ○各放課後子ども育成教室の名称と場所

校区	教室名	場所
広陵西小学校 (平尾・疋相・大垣内・赤部・斉音寺)	あすなろクラブ	平尾542番地（広陵西小学校内） 平尾525番地8
広陵西小学校 (六道山・大塚・安部・笠)	あすなろ第二クラブ	平尾533番地（元グリーンライフ真美ヶ丘）
広陵東小学校	かしのきクラブ	百済1625番地1（広陵東小学校内） 百済1831番地1（広陵東小学校附属幼稚園内） 百済1801番地1（広陵東体育館内）
広陵北小学校	くすのきクラブ	弁財天303番地（広陵北小学校内） 弁財天317番地（広陵北かぐやこども園西側）
真美ヶ丘第一小学校	ひまわりクラブ	馬見南2丁目1番30号（真美ヶ丘第一小学校内）
真美ヶ丘第二小学校	すぎのきクラブ	馬見北7丁目1番32号（真美ヶ丘第二小学校内）

- ※ 西小学校区の方は、上記記載の大字地区別に教室名を指定しておりますが、登録者の状況に  
よっては、校区内で調整させていただくことがあります。

##### ○開設時間

平日：放課後～午後7時00分 土曜及び学校休業日：午前7時30分～午後7時00分

- ※ かしのきクラブは以下の利用時間となります。

平日：放課後～午後6時30分 土曜及び学校休業日：午前8時00分～午後6時30分

##### ○休業日

日曜日、祝日、8月14日～16日、12月29日～翌年1月4日

（※かしのきクラブのみ ～翌年1月5日まで）

## ○利用料

利用時間	午後5時まで	午後5時30分まで	午後6時まで	午後6時30分まで	午後7時まで
利用料(月額)	4,000円	4,500円	5,000円	5,500円	6,000円

※ かのきクラブは、午後6時30分までの利用時間となります。

※ 上記利用料とは別に教材費(月額1,500円)が必要です。

※ 利用料及び教材費は月途中で利用しなくなった場合等の日割り計算は行いません。

## ○利用料の減免について

下記に該当する場合は、申請により利用料が減免となります。

減免対象の世帯	減免額(月額)
ひとり親世帯(母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子世帯)であり、当該年度の市町村民税非課税世帯	2,000円

## 6. 休止の取り扱いについて

令和7年度から、利用を1月単位で休止することができます(前月の25日までに申請してください)。休止した月は利用料・教材費の支払いは発生しません。

※ 2か月続けて休止することはできません。

## 7. 民間委託について

広陵町では、放課後子ども育成教室のサービスの充実と質向上のため、運営を民間企業へ委託することを進めております。

令和6年度から真美ヶ丘第一小校区の運営委託を実施し、令和7年度から、西小校区・北小校区・真美ヶ丘第二小校区の運営委託を実施します。

東小校区につきましては、令和8年度から運営委託を実施する予定です。

## 8. お問い合わせ先

〒635-0821 広陵町大字笠161番地2 広陵町総合保健福祉会館「さわやかホール」  
教育振興部こども局こども課 ☎0745-55-6820